

令和5年度第1回小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（要録）
（通算第60回）

- 1 開催日時 令和5年5月18日（木曜日）午後5時30分から午後6時30分まで
- 2 開催場所 市役所5階 504会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 昼間守仁会長、大川強副会長、下重直樹委員、井上与一委員、村田明美委員
 - (2) 事務局 原課長、飯田係長、高橋主任、飯坂主任、榎本主任（総務課）
 - (3) 関係課 増原課長、山鹿課長補佐、久保江係長（情報政策課）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会次第
 - (1) 議事
 - ① 情報公開制度実施状況（令和4年度）について（報告）
 - ② 個人情報保護制度運用状況（令和4年度）について（報告）
 - ③ 保有個人情報取扱事務について（報告）
 - ④ 小平市長の所管する施設における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱及び小平市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正について（報告）
 - ⑤ 特定個人情報保護評価について（報告）
 - (2) その他
- 6 内容（要録）
 - (1) 情報公開制度実施状況（令和4年度）について（報告）
＝事務局から報告＝
 - (2) 個人情報保護制度運用状況（令和4年度）について（報告）
＝事務局から報告＝
 - (3) 保有個人情報取扱事務について（報告）
＝事務局から報告＝

(4) 小平市長の所管する施設における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱及び小平市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正について（報告）

＝事務局から報告＝

会長 報告は終わりました。ここまでの件について、御質問はありますか。

委員 情報公開制度実施状況において存否応答拒否が3件ありますが、存否応答拒否とした理由は何ですか。

事務局 情報公開制度実施状況の内訳の312番と313番につきましては、シェルターの設置の数を公表することが業務運営上の支障があるとのことから、設置しているかの有無、設置している場合の設置数等の情報自体が出せないと判断したため存否応答拒否の決定をしています。また、360番につきましても、市が虐待の情報を保有しているか否かということ自体も公表できないとの判断から、存否応答拒否の決定をしています。

会長 情報公開制度実施状況について、不存在の決定をしているものが複数あり、不存在の証明は難しいと考えますが、公開請求者は納得していただいているのでしょうか。

事務局 事案によりましては御納得していただけないこともあるかと思いますが、市としましては、非公開決定通知書の理由の欄に、どのような理由により不存在であるかを極力提示するように努力しております。例えば、市の事業ではないことから取得又は作成していない等、できる限り不存在の理由を記載することとしております。

会長 情報公開制度実施状況の内訳の中で、不存在となっている案件の理由を教えてください。

事務局 66番につきましては、そもそも請求対象のメール等の文書がないとのことから不存在となっており、67及び68番につきましては、税務課で行っている不動産鑑定業務は競争入札ではなく随意契約という方法を取っているため、応募要領や見積の開札結果表一式等は作成していないことから、不存在となっています。

78番から93番までにつきましては、公開請求書に別紙が添付され、別紙には指定された項目が記載されておりました。指定された項目の時間外勤務は実際にはされていなかったため不存在となっています。

176番につきましては、平成28年から現在までの職員数を集計した文書は作成していないことから不存在となっています。また、177番につきましては、委託費、事務局費、大まかな人数等が載った文書は作成していないため不存在となっています。

271番につきましては、救急出動数の推移が分かるものとしての文書は作成していないため、不存在となっています。

361及び362番につきましては、明確な理由は定かではありませんが、教育総務課としては作成していないことから、不存在となっています。

会長 保有個人情報開示状況の内訳の中で、168番の不存在となっている理由を教えてください。

事務局 168番につきましては、会議開催時には録音をしておりますが、録音は飽くまで議事録作成のために必要であるため、議事録作成後には録音データを削除していることから、不存在となっています。

会長 教育委員会としては学校給食センターしか防犯カメラは設置していないのですか。

事務局 これまでは学校給食センターに防犯カメラを設置していませんでしたが、学校給食センターが新しく建替えられたことにより、新しく防犯カメラを設置したことから、要綱の改正に至りました。その他に、教育委員会としましては、小学校の通学路などにも防犯カメラを設置しています。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(5) 特定個人情報保護評価について（報告）

会長 次に、議事の5番目「特定個人情報保護評価について」の報告となります。

なお、審議会規則第7条に「審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる」とありますので、説明のため担当課職員を本会議に出席させることについて、皆様よろしいでしょうか。

＝異議なし＝

それでは、そのように決定します。

報告内容について、担当課から説明をお願いします。

情報政策課 それでは、特定個人情報保護評価について、御報告させていただきます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における制度面の保護措置の1つとして、特定個人情報保護評価の実施がございます。

特定個人情報保護評価は、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するとともに、地方公共団体等がプライバシーの保護等の取組について宣言し、国民の信頼を得ることを目的としているものです。

具体的には、マイナンバーを取扱う事務、システムの概要、リスク対策、開示請求先等の項目について、国の機関である個人情報保護委員会が定める指針等に基づき評価し、その結果を記載した評価書を公表することとされています。

特定個人情報保護評価は、事後的な対応ではなく、積極的に事前に対応を行うものとされ、特定個人情報を保有する前に実施しなければならないため、小平市にお

きましては、マイナンバー制度が導入された平成26年度に市民課、その後利用範囲の拡大に伴い平成27年度にその他のマイナンバー利用課が特定個人情報保護評価書を作成し、市ホームページや市政資料コーナーで公表するとともに、個人情報保護委員会へ提出しております。

また、その後も、年に1度評価書を見直すように努めるものとされていることから、毎年全ての評価書を見直し、公表しています。

特定個人情報保護評価書は、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」の3つの種類があり、どの評価書を作成するかは、評価を行う事務ごとに行う「しきい値判断」に基づいて決められます。

しきい値判断は、「対象人数」、「当該特定個人情報保護ファイルの取扱者数」、「評価実施事務機関における特定個人情報に関する重大事件の発生の有無」という項目があり、その項目値に基づいて、作成する評価書が分けられます。

お手元の「特定個人情報保護評価の実施手続」と記載された資料を御覧ください。

しきい値判断の見方ですが、例えば「住民基本台帳に関する事務」を例にとりますと、はじめに中央にあります、「対象人数は何人か」という項目では、市の人口が、約19万5,000人ですので、左下の「10万人以上30万人未満」となります。次に2つ目の項目として「特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か」住民基本台帳システムにアクセスできる権限者数ですが、市の取扱者数は約400人ですので、「いいえ」の矢印に進み、3つ目の項目「過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたか」では、「いいえ」ですので、基礎項目評価書と重点項目評価書とを作成することとなります。

小平市においては、マイナンバー制度の導入以後、情報漏えい等の事故は発生しておりません。

次に、資料8の「特定個人情報保護評価書一覧」を御覧ください。現在小平市で作成、公表している評価書の一覧でございます。

1行目が住民基本台帳に関する事務、2行目以降が番号利用法で認められている事務、2枚目の網掛けになっている部分が、小平市の独自利用事務でございます。

これらの事務について「しきい値判断」を行った結果、令和4年度は対象人数が1,000人未満のため「評価の実施義務なし」の事務が31件、「基礎項目評価」が33件、「重点項目評価」が5件となっております。

この評価ごとの件数につきましては、令和3年度に公表した内容から「基礎項目評価」が2件、「重点項目評価」が1件増えております。

令和4年度は表中左端に記載の別表第1の項番101番の事務について、該当課が子育て支援課の「子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務」について基礎項目評価書を新たに作成しております。

また、同じく別表第1の項番101番の事務について、該当課が生活支援課の

「小平市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務」について基礎項目評価書及び重点項目評価書を新たに作成しています。

さらに同じく資料の網掛け部分に記載の独自利用事務において、該当課が障がい者支援課の「小平市中心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務」及び該当課が子育て支援課の「小平市高校生等医療費助成制度に関する事務」について基礎項目評価書を新たに作成しています。

令和5年度につきましても、年に一度の評価書の見直しを実施いたします。9月末頃の公表を目標に現在作業を進めております。

今後も市民の皆様の信頼にお応えできるよう、特定個人情報の取扱いには万全を期して参りますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

報告は、以上でございます。

会長 報告は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員 資料9の表中の評価書名にいくつか斜線が引かれていますが、どのような意味でしょうか。評価書は使用されていないということでしょうか。

情報政策課 しきい値判断の結果により、一旦、基礎項目評価の評価書が作成されましたが、その後、しきい値判断の対象人数が減少したことによって、基礎項目評価書の作成を要しなくなった事業があります。そのようなものについて、過去に評価書が作成されたことが分かるように、評価書名欄に基礎項目評価書を記載した上で斜線を引いています。また、評価書名が空欄になっているところは、もともと評価書を作成していない事業となります。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(6) その他

会長 その他に何か事務局からありますか。

事務局 特にありません。

会長 以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。